御殿場市社会人シニアリーグ運営要項

1　名称

本リーグは、御殿場市シニアリーグ（以下「リーグ」という）と称する。

2　優先順位

御殿場市シニアリーグ運営要項（以下「要項」という）と御殿場市シニアリーグ運営規定（以下「規定」という）に相違がある場合は、要項を優先する。

3　事務局

リーグの事務局は、リーグ運営委員会に置く。

4　運営委員会

（1）運営委員会は、御殿場市サッカー協会（以下「協会」という）社会人部担当理事及びリーグ運営委員で構成される。

（2）運営委員会は、リーグ運営を行う。

（3）運営委員会は所属チームに対する指導監督及び処分の決定を行う。

（4）運営委員会は、リーグ運営に必要な事項を決定する。

5　選手資格

（1）リーグに参加する選手は、協会に加盟しているシニアチームの選手、かつ登録されている者でなければならない。

（2）選手の年齢は３５歳以上とする。ただし、御殿場市シニアリーグ運営規定「３選手資格」で定めた選手は登録を認める。

（3）選手資格について疑義が生じた場合は、運営委員会で協議し決定する。

6　選手登録

（1）「５」に該当する選手の登録は制限されない。

（2）登録は毎年４月１日をもって行い、１年間有効とする。

（3）年齢の基準日は毎年４月１日とする。

（4）追加登録及び登録抹消は、所定の書式によって試合１週間前までに社会人部長に届出なければならない。

7　日程

リーグは４月１日から翌年１月３１日までに実施する。ただし、やむを得ない場合は、運営委員会の協議により相当の期間を延長できる。

8　当番

（1）当番チームは１日の試合が円滑に行われるよう責務を負い、また権限を有する。

（2）試合を行うすべてのチームは、当番チームの指示に従い円滑な試合進行に協力しなければならない。

9　審判

（1）加盟するチームは、審判員３名以上を登録しなければならない。

（2）主審は正装をして試合に臨まなければならない。副審も主審同様正装して試合に臨むことが望ましい。

（3）主審、副審のほかに第４の審判をおく。

（4）主審は試合終了後、速やかに所定の審判報告書を当番チームに提出しなければならない。

（5）審判に必要な用具は当該チームが用意する。

１０試合

試合時間は３０分－５分－３０分とする。（８人制の場合は 25-5-25 とする）

１１順位決定

試合の勝者には３、引分けには１の勝点の多い順に順位を決定する。

１２表彰

各部の上位３チームを表彰する。

１３試合予定及び当番、審判の変更

（１）運営委員会は、天候や会場確保の状況等により試合予定を変更することがある。

（２）チームはやむを得ない事由がない限り、予定された試合の延期及び放棄、変更することはできない。

（３）チームはやむを得ない事由がない限り、予定された審判、当番を延期及び変更することはできない。

（４）審判を変更した場合、あるいは当番を変更した場合の負担金は以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事由の場合は運営委員会で協議する。

①審判負担金 9,000 円

（内訳　主審 3,000 円　副審 2,000 円×２　第４の審判 2,000 円）

②当番負担金　20,000 円

１４罰則

（１）加盟チームは、本要項に従いリーグ戦に参加し、試合日程を消化する義務を負う。

（２）運営委員会は、当該チーム及び選手の意見を聴取した上で次に定める罰則を科することができる。

①会議等に無届けで欠席したチームは、協会に 5,000 円支払わなければならない。

②試合放棄を行ったチームに対して 10,000 円を目安に請求出来る。また、審判チームも 9,000 円を目安に請求出来る。

③運営委員会が指揮する事項に協力しなかった場合は①の規定を準用する。

④当番ならびに審判の不履行は除名処分対象とする。

⑤協会加盟チーム及び選手としてふさわしくない行動、対応が顕著なチーム及び選手は除名処分対象とする。

１５雨天等の試合

試合は原則として決行。

１６負傷者への補償

（１）試合中に選手が負傷した場合、そのチームの関係者の申し出により、協会が契約した普通障害保険の給付の範囲においてのみ補償する。

（２）補償の内容は次のとおりとする。

① 通院給付 1,000 円／１日（給付限度日数９０日）

② 入院給付 1,500 円／１日（給付限度日数１８０日）

③ 死亡、高度障害 1,000,000 円／１人

（３）協会で加入している保険はサッカーでの負傷に限る。

サッカー場の施設、近隣住宅、車等の破損には適用されない。

付　則

この要項は平成１７年４月１日から施行する。

この要項は平成２２年４月１日から施行する。

この要項は平成２９年４月１日から施行する。